# ○パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成十三年三月二十八日)

(経済産業省令第七十七号)

資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)第二十一条第一項の規定に基づき、パーソナルコンピュータの製造の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令を次のように定める。

パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の再生資源又は再生部品の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令

(平一八経産令五五・改称)

目次

第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項(第一条―第十条)
第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項(第十一条―第十八条)
附則

第一章　製造事業者の判断の基準となるべき事項

(平一八経産令五五・章名追加)

(原材料の工夫)

第一条　パーソナルコンピュータ(その表示装置であってブラウン管式又は液晶式のものを含む。以下同じ。)の製造の事業を行う者(以下「製造事業者」という。)は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、ブラウン管、筐体その他のパーソナルコンピュータの部品等(部品又は部材をいう。以下同じ。)への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類数の削減、めっきをした合成樹脂製の部品等の数の削減その他の措置を講ずるものとする。

2　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生部品の利用を促進するため、ブラウン管、筐体その他のパーソナルコンピュータの部品等への汚れるおそれが少ない原材料又は清掃が容易な原材料の使用その他の措置を講ずるものとする。

(平一八経産令五五・一部改正)

(構造の工夫)

第二条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減、複数の部品を一体として取り付けることその他の部品等の取り外しの容易化、回収及び運搬の容易化その他の措置により、パーソナルコンピュータの処理を容易にするものとする。

２　製造事業者は、パーソナルコンピュータに使用される密閉形蓄電池(密閉形鉛蓄電池(電気量が二百三十四キロクーロン以下のものに限る。)、密閉形アルカリ蓄電池又はリチウム蓄電池をいい、機器の記憶保持用のものを除く。以下同じ。)の再生資源としての利用を促進するため、はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用、密閉形蓄電池の取り外しが消費者にとって容易である構造の採用その他の構造の工夫を行うものとする。

３　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生部品の利用を促進するため、主記憶装置、磁気ディスク装置その他の部品等について、取り外す際に損傷するおそれが少ない構造及び汚れるおそれが少ない構造又は清掃が容易な構造の採用、寿命の明確化その他の措置を講ずるものとする。

(平一八経産令五五・一部改正)

(分別のための工夫)

第三条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、重量が二十五グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫を行うことにより、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

２　製造事業者は、パーソナルコンピュータに使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他の密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に係る事項のパーソナルコンピュータ及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載を行うものとする。

(平一八経産令五五・一部改正)

(処理に係る安全性の確保)

第四条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

(平一八経産令五五・一部改正)

(安全性等の配慮)

第五条　製造事業者は、前各条に規定する取組によりパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進する際には、パーソナルコンピュータの安全性及び耐久性その他の必要な事情に配慮するものとする。

(平一八経産令五五・一部改正)

(技術の向上)

第六条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な技術の向上を図るものとする。

（平一八経産令五五・一部改正）

（事前評価）

第七条　製造事業者は、パーソナルコンピュータの設計に際して、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、第一条から第四条までに規定する取組について、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行うものとする。

２　製造事業者は、前項の評価を行うため、パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

３　製造事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

（平一八経産令五五・一部改正）

（含有物質の管理）

第八条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率の把握その他の措置により当該物質を管理するものとする。

（平一八経産令五五・追加）

（情報の提供）

第九条　製造事業者は、パーソナルコンピュータの構造、使用される密閉形蓄電池その他の部品等の取り外し方法、部品等の材質名その他のパーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用の促進に資する情報の提供を行うものとする。

２　製造事業者は、前項のほか、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、部品等に含有される別表に定める物質の種類及び含有率に関する情報の提供を行うものとする。この場合において、情報の提供は日本工業規格C0950により行うものとする。

（平一八経産令五五・旧第八条繰下・一部改正）

（包装材の工夫）

第十条　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が容易な原材料又は再生資源を利用した原材料を使用するものとする。

２　製造事業者は、パーソナルコンピュータに係る包装材の再生資源としての利用を促進するため、パーソナルコンピュータに係る包装について、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用が可能な包装材を他の包装材から

分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置を講ずるものとする。

(平一八経産令五五・旧第九条繰下・一部改正)

## 第二章　輸入販売事業者の判断の基準となるべき事項

(平一八経産令五五・追加)

(原材料の工夫)

第十一条　自ら輸入したパーソナルコンピュータの販売の事業を行う者(以下「輸入販売事業者」という。)は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、ブラウン管、筐体その他のパーソナルコンピュータの部品等への再生資源としての利用が可能な原材料の使用、部品等に使用する原材料の種類数の削減、めっきをした合成樹脂製の部品等の数の削減その他の措置がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

2　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生部品の利用を促進するため、ブラウン管、筐体その他のパーソナルコンピュータの部品等への汚れるおそれが少ない原材料又は清掃が容易な原材料の使用その他の措置がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

(平一八経産令五五・追加)

(構造の工夫)

第十二条　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、ねじの数量の削減、複数の部品を一体として取り付けることその他の部品等の取り外しの容易化、回収及び運搬の容易化その他の措置がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売することにより、パーソナルコンピュータの処理を容易にするものとする。

2　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、はんだ付けによらない密閉形蓄電池の取付け方法の採用、密閉形蓄電池の取り外しが消費者にとって容易である構造の採用その他の措置がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

3　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生部品の利用を促進するため、主記憶装置、磁気ディスク装置その他の部品等について、取り外す際に損傷するおそれが少ない構造及び汚れるおそれが少ない構造又は清掃が容易な構造の採用、寿命の明確化その他の措置がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

(平一八経産令五五・追加)

(分別のための工夫)

第十三条　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用を促進するため、重量が二十五グラム以上の合成樹脂製の部品等の材質名の表示その他の分別のための工夫がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売することにより、パーソナルコンピュータに係る再生資源の利用のための分別を容易にするものとする。

２　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに使用される密閉形蓄電池の再生資源としての利用を促進するため、当該機器が密閉形蓄電池を使用する機器である旨その他の密閉形蓄電池の再生資源としての利用の促進に係る事項のパーソナルコンピュータ及びそれに付属する取扱説明書その他の物品への表示又は記載がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

（平一八経産令五五・追加）

（処理に係る安全性の確保）

第十四条　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、原材料の毒性その他の特性に配慮がなされたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売することにより、処理に係る安全性を確保するものとする。

（平一八経産令五五・追加）

（知識の向上）

第十五条　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、必要な知識の向上を図るものとする。

（平一八経産令五五・追加）

（事前評価）

第十六条　輸入販売事業者は、自ら輸入したパーソナルコンピュータの販売に際して、パーソナルコンピュータに係る再生資源又は再生部品の利用を促進するため、第十一条から第十四条までに規定する取組について、あらかじめパーソナルコンピュータの評価を行うものとする。

２　輸入販売事業者は、前項の評価を行うため、パーソナルコンピュータの種類ごとに評価項目、評価基準及び評価方法を定めるものとする。

３　輸入販売事業者は、第一項の評価を行うに際し、必要な記録を行うものとする。

（平一八経産令五五・追加）

（包装材の工夫）

第十七条　輸入販売事業者は、パーソナルコンピュータに係る包装材に関し、安全性、機能性、経済性その他の必要な事情に配慮しつつ、再生資源としての利用を促進するため、再生資源としての利用が容易な原材料の使用、再生資源として利用が可能な包装材を他

の包装材から分離することが容易な構造の採用、回収及び運搬が容易な構造の採用その他の措置がなされた包装材が使用されたパーソナルコンピュータを自ら輸入して販売するものとする。

(平一八経産令五五・追加)

(準用)

第十八条　第五条、第八条及び第九条の規定は、輸入販売事業者に準用する。この場合において、第五条中「前各条」とあるのは「第十一条から第十四条まで」と読み替えるものとする。

(平一八経産令五五・追加)

附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則　(平成一八年四月二七日経済産業省令第五五号)

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

別表(第八条、第九条、第十八条関係)

(平一八経産令五五・追加)

| |
|---|
| 一　鉛及びその化合物 |
| 二　水銀及びその化合物 |
| 三　六価クロム化合物 |
| 四　カドミウム及びその化合物 |
| 五　ポリブロモビフェニル |
| 六　ポリブロモジフェニルエーテル |